環境省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく環境省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成29年12月22日　　環境大臣　中川　雅治

環境省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節１．⑶を次のように改める。

⑶　事務局

連絡会議の事務局は、大臣官房総務課危機管理室において行う。ただし、必要に応じて省内の他課室に移管することができる。

第１章第１節５．⑵の１つの○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所においては、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限に止めるため、職員の出勤及び配置の基準、業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

第１章第１節５．⑵の２つ目の○を次のように改める。

○大臣官房総務課環境情報室は、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、維持、復旧、運用の確保等が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

第１章第２節１．⑵の５つ目の○を次のように改める。

○本部員は、地球環境審議官、官房長、各部局長（環境省組織令（平成12年政令第256号）第２条に規定する地球環境局、水・大気環境局、自然環境局、環境再生・資源循環局及び大臣官房環境保健部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第１号）第２条に規定する総合環境政策統括官グループ（以下「各部局」という。）の長をいう。以下同じ。）、環境再生・資源循環局次長、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当、水・大気環境局担当、自然環境局担当、環境再生・資源循環局担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長及び大臣官房総務課危機管理室長とする。

第１章第２節１．⑶の１つ目の○の３つ目の「・」を次のように改める。

・対策本部、関係省庁等から収集した情報の環境省関係部局への提供

第１章第２節１．⑶の１つ目の○の４つ目の「・」を次のように改める。

・環境省関係部局からの情報の取りまとめ

第１章第２節１．⑷の１つ目の○を次のように改める。

⑷　事務局

○省対策本部の事務局は、大臣官房総務課危機管理室において行う。ただし、必要に応じて省内の他課室に移管することができる。

第２章１．の１つ目の○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所各課は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

第２章２．の１つ目の○を次のように改める。

○国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て及び訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続については、連絡会議事務局を窓口として、具体的な状況に応じて関係部局と連携して対応するものとする。

第２章３．の２つ目の○を次のように改める。

○省対策本部事務局及び関係部局は、環境省の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供する。

第２章４．の１つ目の○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所各課は、都道府県の知事その他の執行機関から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第２章６．の１つ目の○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所各課は、国民保護措置の実施に際しては、その措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第２章６．の２つ目の○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所各課は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第３章第１節１．の１つ目の○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所各課は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに省対策本部を通じて対策本部に報告するものとする。

第３章第１節１．の２つ目の○を次のように改める。

○連絡会議（省対策本部が設置された場合にあっては、省対策本部）は、警報の発令があった場合には、各部局及び地方環境事務所総務課に対し、省内放送、電話等の手段により、警報の内容を通知するものとする。また、各部局等は、国民公園など、多数の者が利用する施設を管理する事務所等に対して、警報の内容を通知・伝達するものとする。

第３章第１節２．の１つ目の○を次のように改める。

○連絡会議（省対策本部が設置された場合にあっては、省対策本部）は、避難措置の指示の通知があった場合には、各部局及び地方環境事務所総務課に対し、省内放送、電話等の手段により、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

第３章第２節１．の１つ目の○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所各課は、避難施設として指定された国民公園を始めとする所管施設等において避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のため必要な措置を講ずるものとする。

第３章第２節２．の１つ目の○を次のように改める。

○各部局等及び地方環境事務所各課は、住民の安否情報を入手した場合には、地方公共団体に対して当該安否情報の提供を行うこと等により、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

第３章第３節１．の１つ目の○を次のように改める。

○各部局等は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、その管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について、必要に応じて別にマニュアルを定めるものとする。また、所管する独立行政法人等が管理する生活関連等施設において安全確保措置が適切に実施されるよう指導するものとする。

第３章第３節１．の２つ目の○を次のように改める。

○各部局等は、武力攻撃事態等においては、速やかに、管理する生活関連等施設の安全確保措置を講ずるものとする。